



芦別市まちづくり基本条例 (解説書)

芦 別 市

芦別市まちづくり基本条例(解説書) [目次]

1	まちづくり基本条例Q&A	3
2	まちづくり基本条例のイメージ図	4
3	まちづくり基本条例における2つの柱(イメージ図)	5
4	まちづくり基本条例の解説	
	前文	6
	第1章 総則	
	第1条 まちづくりのルール	6
	第2条 用語の意味	7
	第3条 この条例の位置づけ	7
	第2章 まちづくりにおける役割と責任	
	第4条 市民	7
	第5条 議会	8
	第6条 市	8
	第3章 情報共有	
	第7条 情報共有の推進	9
	第8条 個人情報の保護	9
	第4章 市民参加と協働	
	第9条 市民参加と協働の推進	9
	第10条 青少年と子どものまちづくりへの参	10
	第11条 コミュニティの充実	10
	第12条 委員の公募	10
	第13条 意見の公募	11
	第14条 住民投票	11
	第5章 信頼されるまちづくり	
	第15条 総合計画	12
	第16条 評価	12
	第17条 財政運営	13
	第18条 行政手続	13
	第19条 市の組織	13
	第20条 災害などへの対処	14
	第21条 法令の遵守	14
	第6章 自主・自立	
	第22条 自主・自立に向けた取組	14
	第23条 国、北海道、他の自治体などとの関	14
	第7章 この条例の検討と見直し	
	第24条 この条例の検討と見直し	15
	附則	15

1 まちづくり基本条例Q&A

まちづくり基本条例って何ですか？

まちづくり基本条例は、わたしたちが主役のまちづくりを進めるときにもっとも基本となるルールを定めるものです。この「ルール」の中には、まちづくりの主役である市民、議会と市が、まちづくりに関する情報を共有し合える仕組み、市民がまちづくりに参加したりすることなどができる仕組みを定めています。

市には、いくつもの条例がありますが、この「まちづくり基本条例」は、その中でも最上位の条例と位置づけられています。また、この条例は、わたしたちみんなで育てていく条例でもあります。

なぜまちづくり基本条例が必要なのですか？

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、国と地方のあり方が従来の「中央集権型」から「地方分権型社会（国と地方が対等、協力の関係）」に変わり、地域の課題に自主的に対応することが求められています。地域の実状に応じて多様化、高度化する住民ニーズに応えるため、市民、議会と市が協働によるまちづくりを進めなければならないことから、そのルールを定めた「まちづくり基本条例」が必要になります。

まちづくり基本条例ができて、わたしたちの生活はどう変わるの？

まちづくり基本条例ができることにより、目に見えて変わることは少ないのですが、市民がまちづくりにどのような方法で参加できるか明確にすることで、より市民に信頼されるまちづくりができます。

まちづくり基本条例ができたあと、わたしたちは何をすればいいの？

わたしたちは、まずこの条例の内容を理解し、自分のできるところから、まちづくりに参加することができます。また、この条例は、「守り育てる条例」で、芦別市のまちづくりにあったかたちに合わせて、内容を見直すことにしています。

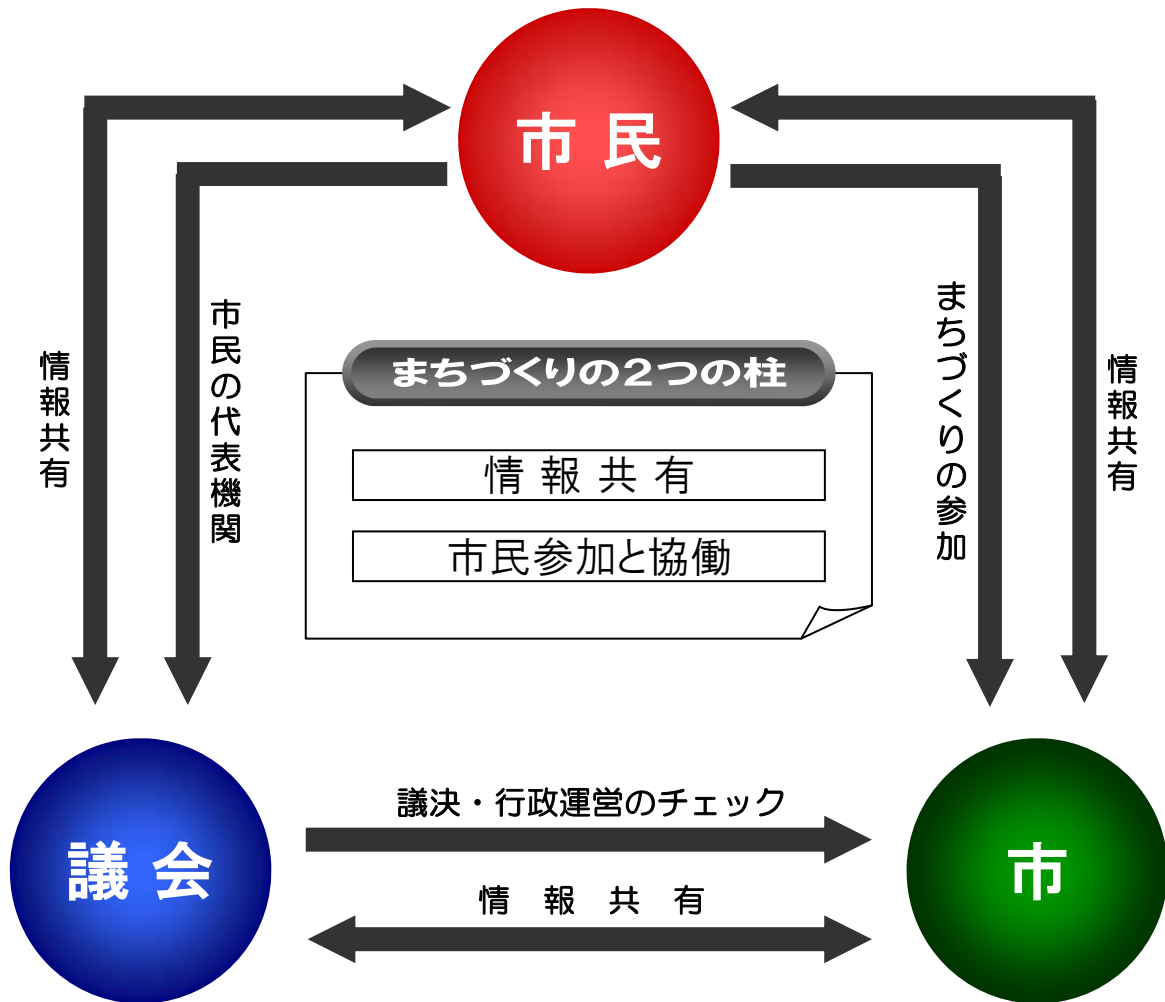
したがって、わたしたちは、この条例がいつまでも芦別市にふさわしい条例でありつづけるように、みんなで育てていく必要があります。

「情報共有」と「市民参加と協働」の具体的な内訳は？

「情報共有」は、まちづくりに必要な情報を市民、議会と市で共有するためのものです。具体的制度として、市民の知る権利を保障するための情報を公開する制度や市の広報紙や市の公式ホームページなどにより必要な情報を提供する制度があります。また、「情報共有」の推進を保障する制度として説明責任があります。

「市民参加と協働」は、市民、議会と市が一体となって「参加と協働」によるまちづくりを推進することで、市民の意見がまちづくりの計画、実施と評価の過程において、適切に反映されるよう取り組んでいくことです。なお、具体的な制度として、「青少年や子どものまちづくりへの参加」、「コミュニティの充実」、「審議会、委員会などの委員の公募」、「意見の公募」や「住民投票」があります。

2 まちづくり基本条例のイメージ図



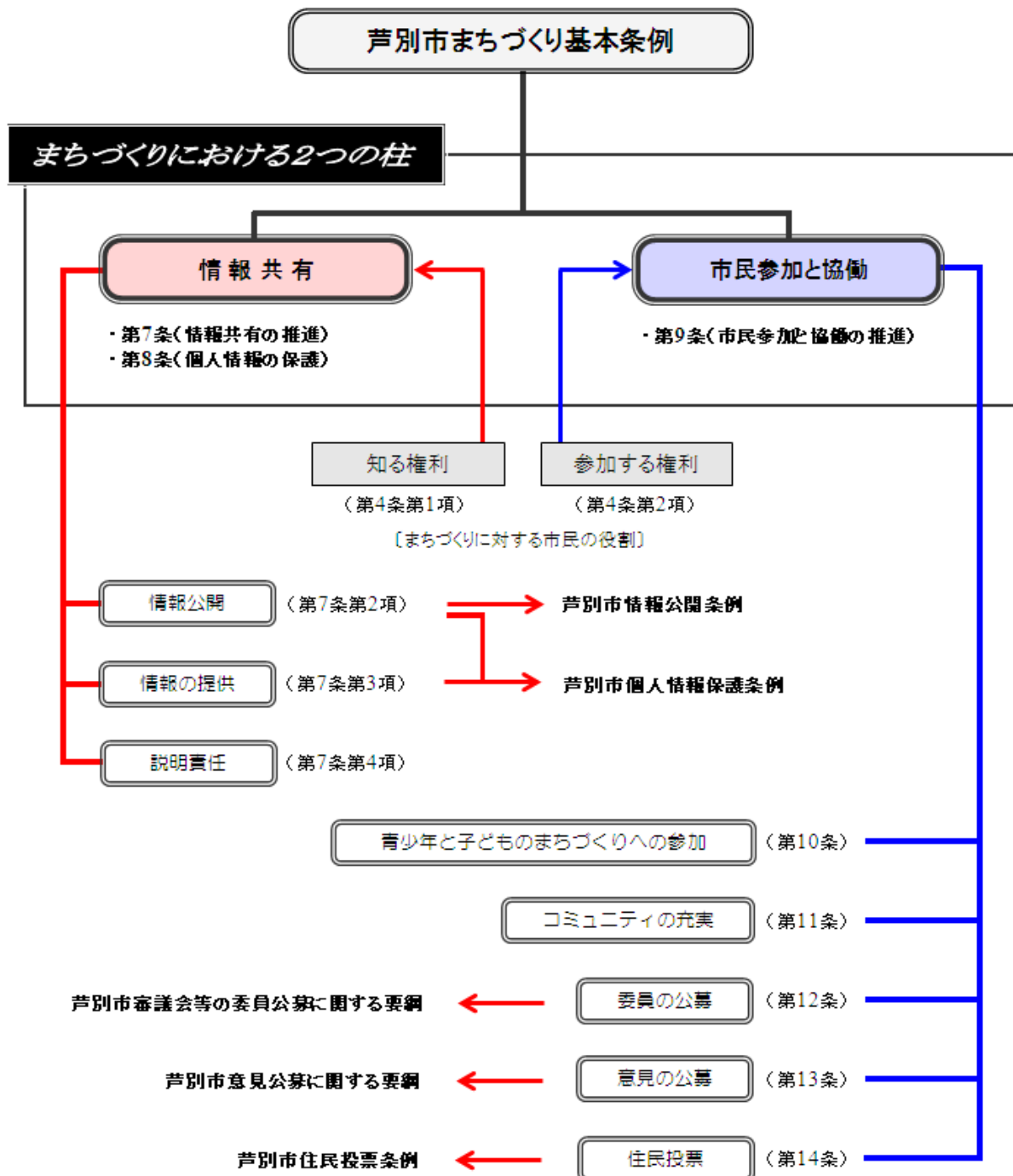
3 まちづくり基本条例における2つの柱(イメージ図)

まちづくり基本条例の基本原則として「情報共有」と「市民参加と協働」があります。

「情報共有」は、市民、議会と市がまちづくりに必要な情報をそれぞれに提供しあい同じ情報を持ち合わせることです。

また、「市民参加と協働」は、市民がまちづくりに参加し、市民、議会と市がお互いに協力してまちづくりに取り組んでいくことです。

▽ まちづくり基本条例での「2つの柱」相関図



4 まちづくり基本条例の解説

前文

わたしたちのまち芦別は、明治の代に開拓のくわが入れられて以来、先人の汗した苦勞により農業、林業と石炭鉱業を中心として栄えました。

その後、国のエネルギー政策の転換の影響を受け、炭鉱が閉山したことにより、人口が減少し、さらには少子高齢と経済、雇用の低迷が続く時代背景の影響も受け、まちは過疎化という厳しい状況の中にありますが、そのような中であっても、一人ひとりが力をあわせ、市民憲章を手本として郷土の自然を愛し、社会のきまりを守り、文化の輝く住みよいまちづくりに努めてきました。

わたしたちは、先人たちが築き上げた、この自然豊かな住みよいまちをさらによりよいまちにして、次代を背負って立つ子どもたちにしっかり引き継いでいくために、お互いに連携するとともに、それぞれの役割を明らかにし、情報共有、市民参加と協働という2つの柱を基本として、まちづくりを進めます。

まちを守り、育てるのはわたしたちです。わたしたちがまちづくりの主役となって、安全で安心して暮らすことができ、誰もが住み続けたいと思えるまち芦別を、みんなの手で築いていくために、この条例を定めます。

〔解説〕

- ① このまちづくり基本条例の趣旨、目的や基本原則を宣言し、第1条から条文の解釈の基準を規定しています。
- ② まちづくりの基本理念として規定している市民憲章を手本としています。
- ③ 芦別の歴史、基幹産業や現在の状況を規定しています。
- ④ まちづくりの基本の柱として、「情報共有」、「市民参加と協働」の2つを規定しています。
- ⑤ このまちづくり基本条例は、わたしたちがお互いに協力して守り育てていく条例であることを宣言します。

第1章 総則

(まちづくりのルール)

第1条 まちづくりは、情報共有、市民参加と協働を基本として進めます。

〔解説〕

これからのまちづくりに重要なことは、市民が参加し、市民、議会と市が協力して取り組んでいくことで、そのためには、まず、情報の共有が必要です。このことから、この2つをまちづくりのルールとして規定しています。

(用語の意味)

第2条 この条例で「まちづくり」とは、市民が快適に安全で安心して暮らすことができるまちを実現するために、わたしたちが行う活動をいいます。

2 この条例で「情報共有」とは、まちづくりに必要な情報をわたしたちがそれぞれに提供しあい、お互いに意見を交換するなど、同じ情報を持ちあわせることをいいます。

3 この条例で「市民」とは、市内に住んでいる者、市内で働く者、学ぶ者と市内で活動する法人か団体をいいます。

4 この条例で「協働」とは、わたしたちがお互いの役割と責任を理解し、ともに考え、ともに行動し、まちづくりという共通の目標に向けお互いに協力することをいいます。

〔解説〕

① このまちづくり基本条例の中では、このことばはこのような意味で使います、ということを示しています。

② 「情報共有」とは、議会と市からの一方的な情報提供だけではなく、市民からの情報発信があつてこそ成り立つものとします。また、わたしたちは、共通の考え方にたつてまちづくりを進めるためにも、「情報共有」は必要なものです。

(この条例の位置づけ)

第3条 わたしたちは、まちづくりの最高規範としてこの条例の趣旨を最大限に尊重します。

〔解説〕

市にはいろいろな条例がありますが、これからのまちづくりを進めるにあたっては、わたしたちがお互いに協力して取り組んでいくことが必要であり、このルールを定めた条例がまちづくり基本条例と考えます。

そこで、このまちづくり基本条例を「まちづくりの最高規範」として明確に規定することにより、他の条例より上位に立つものであることを宣言するものです。また、わたしたちは、このまちづくり基本条例の趣旨を最大限に尊重し、まちづくりを進めることを規定しています。

第2章 まちづくりにおける役割と責任

(市民)

第4条 市民は、まちづくりについて、知る権利を持ちます。

2 市民は、まちづくりに参加する権利を持ちます。

3 市民は、まちづくりについて自らの発言と行動に責任を持って、自主的に参加することができるほか、意見を述べることができます。

4 市民は、平等に行政サービスを受ける権利を持ち、この行政サービスを受けることにより生じる費用を負担します。

〔解 説〕

まちづくりに対する市民の役割と責任を示し、「情報共有」と「市民参加」を実現するために、「知る権利」、「参加する権利」と「意見を述べる権利」などを規定しています。

しかし、一方では、権利を主張するだけでは、まちづくりは成り立ちませんので、「自らの発言と行動に責任を持つこと」や「受益者負担」などの責任についても規定しています。

（議会）

第5条 議会は、市民の代表機関であり、本市の意思決定機関として十分にその役割を果たすとともに、行政運営をチェックする役割も果たします。

- 2 議会は、まちづくりを進めるにあたっては、広く市民の声を聴き、この声をまちづくりに反映させるよう、総合的な視点を持って活動します。
- 3 議会は、市民に開かれた議会運営を目指すために、議会の活動について情報を提供し、その内容をわかりやすく説明します。

〔解 説〕

① まちづくりに対する議会の役割と責任を示し、議会は、市民の代表機関であり、意思決定機関であることを明確に規定するほか、議会の市へのチェック機能についても規定しています。

② 市民に開かれた議会運営とは、具体的には、出前常任委員会の開催、議会だよりの発行などをいいます。

（市）

第6条 市の代表者である市長は、代表者としての自覚を持って、この条例を遵守し、市民とともに歩むまちづくりを進めます。

- 2 市長は、まちづくりを進めるにあたっては、市民の意思をまちづくりに反映させるため、市民の声を幅広く聴きます。
- 3 市長は、公正で公平な行政運営を行うため、市の職員を適切に指揮監督するとともに、その能力を向上させます。
- 4 市の職員は、全体の奉仕者であることを自覚して、誠実に仕事をします。

〔解 説〕

① まちづくりに対する市長や市の職員の役割と責任を示し、市長に関しては、「市の代表者」、「まちづくり基本条例を遵守すること」を、市の職員に関しては、「全体の奉仕者」を規定しています。

② 市の職員における「誠実に仕事をします」については、「市民からの意見、苦情、要望などに対する事実確認・調査」、「市民からの信頼」などが含まれます。

第3章 情報共有

(情報共有の推進)

- 第7条 市は、まちづくりについて情報共有を進めるための制度を充実します。
- 2 市は、市民の知る権利を保障するため、芦別市情報公開条例（平成11年条例第3号）で定めるところにより、市が持っている情報を適正に公開します。
 - 3 市は、まちづくりに必要な情報を市の広報紙、公式ホームページなどにより市民に提供します。
 - 4 市は、まちづくりの計画、実施と評価における内容を市民にわかりやすく説明します。

〔解説〕

- ① まちづくり基本条例の基本的な柱のひとつである「情報共有」の推進を保障するための規定で、具体的には、第2項から第4項までに「情報共有」を推進するための制度として「情報公開」、「情報の提供」と「説明責任」を規定しています。
- ② 「情報公開」については、市民の知る権利を保障するために規定するもので、具体的な内容については、芦別市情報公開条例に規定しています。
- ③ 「情報の提供」については、市の広報紙や市の公式ホームページなどさまざまな方法によりまちづくりに必要な情報を提供することを規定しています。
- ④ 「情報の共有」の推進を保障するための制度として、市の「説明責任」を規定したもので、市民に対し説明するにあたっては、わかりやすく説明することを規定しています。

(個人情報の保護)

- 第8条 市は、個人の権利と利益を保護するため、芦別市個人情報保護条例（平成11年条例第5号）で定めるところにより、市が持っている個人情報を適正に取り扱うものとします。

〔解説〕

「情報共有」を進めるにあたって、個人の権利と利益が侵害されることのないことを保障する制度として「個人情報の保護」を規定するものですが、具体的な内容については、芦別市個人情報保護条例に規定しています。なお、個人情報は、個人情報保護条例第8条第1項の第1号から第4号までのいずれかに該当する場合を除き、外部に提供することはできません。

(参考) 個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

- 第8条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該個人情報を利用し、又は当該実施機関以外の者に当該個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令に定めがあるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつ止むを得ないと認めるとき。
 - (4) 実施機関が芦別市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

第4章 市民参加と協働

(市民参加と協働の推進)

第9条 わたしたちは、市民参加と協働によりまちづくりを進めます。

2 市は、まちづくりの計画、実施と評価の過程で、市民の意見が適切に反映されるよう取り組みます。

〔解説〕

- ① まちづくり基本条例の基本的な柱のひとつである「市民参加と協働」の推進を保障するための総則規定で、具体的には、第10条から第14条までに「市民参加と協働」を推進するための制度として「青少年や子どものまちづくりへの参加」、「コミュニティの充実」、「委員の公募」、「意見の公募」と「住民投票」を規定しています。
- ② 市民、議会と市が一体となって「参加と協働」によりまちづくりを推進することを規定しています。
- ③ 「参加と協働」を推進するにあたり、市は、市民の意見がまちづくりの計画、実施と評価の過程において、適切に反映されるよう取り組んでいくことを規定しています。

(青少年と子どものまちづくりへの参加)

第10条 青少年と子どもは、それぞれの年齢に適したかたちでまちづくりに参加することができます。

〔解説〕

青少年と子どもの意見は、これからの芦別を考えるうえで、貴重な財産になることから、青少年と子どもについても、その年齢に応じたまちづくりへ参加することができることを保障するために規定しています。

(コミュニティの充実)

第11条 コミュニティとは、市民がお互いに助けあい、市民一人ひとりが自ら快適に安全で安心して心豊かな生活をおくることができることを目的として、自らの意思に基づき市民が中心となつてつくられる町内会、ボランティア団体などの集団と組織をいいます。

- 2 わたしたちは、まちづくりの担い手となるコミュニティの役割を理解し、そのコミュニティを守り、育てます。
- 3 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、コミュニティ活動が円滑に行われるための環境を整備します。

〔解説〕

- ① まちづくりへの「参加と協働」を推進するにあたって、その中心的な役割を担うコミュニティのあり方を規定しています。
- ② コミュニティとは何かを明確に規定することにより、まちづくりの担い手とならないコミュニティ（例えば、反社会的集団、暴力団など）を除くもので、ここでは、コミュニティとは町内会やボランティアなどの集団や組織をいいます。
- ③ コミュニティを「守り・育てる」のは、わたしたちであることを規定しているもの

で、市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重するため、原則としてコミュニティ活動に対し不当な関与をしないものですが、コミュニティ活動を守り育てるために必要な環境を整備（コミュニティ活動を推進するための情報提供やコミュニティ間の連絡調整など）することを規定しています。

（委員の公募）

第12条 市は、まちづくりを進めるうえで組織される委員会、審議会などについて、委員を公募することにより、市民が参加できるようにします。

〔解説〕

- ① 市では、委員会や審議会などが組織され運営されていますが、これらの委員会などの運営は市民に開かれたものであることが必要であることから、市民が参加することができるよう委員を公募することを規定しています。
- ② 委員の公募に関する具体的な内容や手続その他必要な事項については、芦別市審議会等の委員公募に関する要綱に規定しています。

（意見の公募）

第13条 市は、まちづくりを進めるにあたって、市民の生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民から広く意見を求めます。

2 市は、市民から意見を求めるときは、市の広報紙、公式ホームページなどにより適切に実施し、市民から示された意見に対する市の考え方を公表します。

〔解説〕

- ① 「市民の生活に重要な影響を及ぼすもの」とは、主に市の基本計画を新たに定めたり、見直したり、廃止することなどがこれに該当します。
- ② 市は、市民から意見を求めるときは、市の広報紙や市の公式ホームページなどによるほか、説明会や公聴会などいろいろな意見を聴く機会を設けるなど、さまざまな方法により意見を聴き取ることが規定されています。
また、市民から意見が出されたときには、市は、これに対する回答を行い、公表することを規定しています。
- ③ 意見の提出に関係する具体的な内容や手続その他必要な事項については、芦別市意見公募手続に関する要綱に規定しています。

（住民投票）

第14条 市内に住所を有する者（以下「住民」といいます。）は、まちづくりのうち市が直面する将来にかかわる重要課題（以下「重要課題」といいます。）について、住民投票を実施するよう、市長に求めることができます。

2 市長は、住民投票の求めがあったときは、重要課題かどうかを十分に検討したうえで住民投票を実施するかどうかを判断します。

3 市長は、住民投票の結果を最大限尊重します。

4 市長は、住民投票を実施するにあたっての方法、手続その他必要な事項については、別に定める条例で整備します。

〔解 説〕

① 住民投票の位置づけ

住民投票は、住民意思を確認するための最終手段として位置づけています。本来であれば、まちづくり基本条例の基本的な柱である「情報共有」、「市民参加と協働」の実践が重要であり、実際には、「住民投票」に至らなくても、解決できるものと考えます。

また、この住民投票は、議会制民主主義を否定するものではなく、この議会制民主主義を補完する最終手段として規定しています。このことは、その時々々の社会情勢にあったかたちで、住民の意思をよりの確に反映することが重要であって、より制度の柔軟な運用が必要になります。

② 「まちづくりのうち市が直面する将来にかかわる重要課題」とは、合併問題など市のこれからを大きく左右するもので、市を二分する大きな課題を想定しています。

③ 住民投票において投票できる者を「市民」ではなく「市内に住所を有する者とする住民」としたことは、市のこれからを大きく左右し、市を二分する大きな課題については、責任ある判断が必要になってくると考え、「市内に住所を有する者とする住民」にしか住民投票を認めていません。

④ 市長は、住民からの請求があったときは、十分に検討したうえで、住民投票を実施するかどうかを判断するものであり、住民投票の実施について、住民からも請求できることを規定しています。

第5章 信頼されるまちづくり

(総合計画)

第15条 市は、総合的に、計画的にまちづくりを進めていくための計画(以下「総合計画」といいます。)を定めます。

2 総合計画は、市の将来像を定める最上位の計画であり、まちづくりは、これに基づきます。

3 市は、総合計画を定めるにあたっては、市民の意見を適切に反映させるため、その計画に関係する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得ながら進めます。

4 市は、総合計画の内容と進行状況に関係する情報を市民にわかりやすく提供します。

〔解 説〕

① 総合計画の策定については、地方自治法に規定されているところですが、総合計画の位置づけを明確にこのまちづくり基本条例に規定することにより、この総合計画は、市のこれからのまちづくりを総合的・計画的に定める計画であり、最上位の計画であることと、総合計画についても、本条例の趣旨に沿って策定されなければならないことを規定しています。

② 総合計画を進めるにあたっては、「情報提供」、「市民参加」と「市民の意見の適切な反映」を実践していくことを規定しています。

(評価)

第16条 市は、効率的で効果的なまちづくりを進めるため、評価を実施します。

2 市は、評価の実施にあたっては、市民の視点に立つて行うとともに、市民が参

- 加できるように努めます。
- 3 市は、評価の結果を市民にわかりやすく公表するとともに、この結果をまちづくりに反映するよう努めます。

〔解 説〕

- ① 市は、質の高いまちづくりを進める手段として評価を実施します。
- ② 評価の結果については、市民にわかりやすいかたちで公表し、その評価の結果に基づいて見直しや改善を行い、まちづくりに反映させていきます。
- ③ 評価にあたっては、市民の視点や市民満足度の観点を取り入れながら、市民参加の手法を取っていくことができるよう前向きに取り組んでいくことを規定しています。
- ④ 評価に関する具体的な内容や手続その他必要な事項については、別に定めることとします。

（財政運営）

- 第17条 市は、総合計画と評価の結果に基づき、今後の財政を見通したうえで予算を編成するとともに、健全で持続可能な財政運営を行います。
- 2 市は、毎年度の予算と決算その他市の財政状況に関する情報を市の広報紙、公式ホームページなどにより、市民にわかりやすく公表します。
- 3 市は、市が持っている財産を公表し、適正に管理するとともに効果的に活用します。

〔解 説〕

- ① 財政については、総合計画と評価の結果を適切に反映するかたちで運営することとし、中長期的な見通しのもとに予算を編成し、健全で持続可能なまちづくりを目指すことを規定しています。
- ② 毎年度の予算と決算に関する情報については、市の広報紙や市の公式ホームページなどを活用して、市民にわかりやすく公表するとともに、予算書や決算書の作成にあたっては、市民にわかりやすい内容にします。
- ③ 市が持っている財産については、使用していない施設の有効な利活用や施設の管理や運営を民間に委託するなど、市は、財産を適正に管理し、効果的に活用します。

（行政手続）

- 第18条 市は、まちづくりの公正と透明性を守るため、芦別市行政手続条例（平成9年条例第3号）で定めるところにより、市が行う処分、行政指導と市に対する届出に関する手続を適正に行います。

〔解 説〕

- ① 市は、まちづくりを進めていくにあたっては、市民の権利や利益を守るとともに、公正の確保と透明性の向上を図り、市民から信頼されるまちづくりを進めていくことが求められています。ここでは、信頼されるまちづくりを実現するためには、「行政手続の適正化」は重要であることを規定しています。
- ② 行政手続に関する具体的な内容については、芦別市行政手続条例に規定していません。

(市の組織)

第19条 市の組織は、市民にわかりやすく、社会情勢に柔軟で迅速に対応できるものとしします。

〔解説〕

- ① 市の組織として、あるべき姿を規定しています。
- ② 「市民にわかりやすい組織」とは、単純に組織の名称をわかりやすいものに変えればよいというものではなく、どのような組織体制が市民にとって便利で、すばやい対応がとれるかということをも市は考えて、組織を編成していくことをいいます。

(災害などへの対処)

第20条 市は、災害、事故などから市民の身体、生命と財産を守り、市民が安全で安心して暮らせるよう緊急時における体制を整備します。

2 市は、市民と関係機関と協力し、連携を図り、災害、事故などに備えます。

〔解説〕

- ① まちづくりの重要な内容である「市民が安全で安心して暮らすこと」を実現するためには、自然災害や事故など不測の事態に対する組織的な対応（市民や関係機関との協力や連携を含みます。）ができる体制の確立が必要であることを規定しています。
- ② 「事故」とは、武力攻撃事態やテロなどを想定しています。

(法令の遵守)

第21条 市は、まちづくりを適正に運営するため、誠実に法令を遵守します。

〔解説〕

市職員は、地方公務員法の中で法令の遵守について明確に規定していますが、市職員だけではなく、市においても法令を遵守することを規定しています。

第6章 自主・自立

(自主・自立に向けた取組)

第22条 市は、市民と議会との協働のもと、自主的に行財政改革を取り組むことにより、自立したまちづくりを進めます。

〔解説〕

市は、市民と議会との協力のもとに行財政改革を取り組むことにより、持続可能な自立したまちづくりを目指すことを宣言します。

(国、北海道、他の自治体などとの関係)

第23条 市は、国と北海道と対等の立場に立った関係で、お互いに協力しながら、まちづくりに取り組みます。

2 市は、他の自治体と関係機関との共通課題や広域的な課題に対しては、自主性を持ちつつ、お互いに連携し、協力しながら解決にあたります。

〔解説〕

- ① 国と北海道とは上下関係ではなく、対等の関係であるということを明記するとともに、国と北海道と協力のうえ、自主・自立したまちづくりを進めることを規定しています。
- ② 自主・自立したまちづくりを進めるにあたっては、近隣の自治体や大学、NPO法人などの関係機関と、環境、医療、福祉、教育などさまざまな問題について、市は、自主性を持ちながら、解決に向けてお互いに連携・協力することを規定しています。

第7章 この条例の検討と見直し

(この条例の検討と見直し)

第24条 この条例は、5年を超えない期間ごとに、この条例の規定が本市にふさわしく、社会経済情勢にあったものかどうかについて市民とともに検討を加え、その結果に基づいて見直します。

〔解説〕

このまちづくり基本条例は、まちづくりの最高規範として、他の条例より上位に立つものであることを宣言しているが、この条例は「守り育てる条例」であることから、この条例に規定する内容が社会経済情勢にあっているかどうか、かたちだけのものになっていないかどうか、時代に取り残されていないか、芦別市にふさわしいものでありつづけているかどうかを、市民と一緒に検討し、見直していく必要があるため、条例の見直しについて規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（平成20年10月1日）から施行します。

芦別市民憲章

(昭和43年9月20日制定)

明治の代、今の常磐町に第一のくわ音が立ちました。芦別誕生のうぶ声でした。それから代々の人たちが努力を重ね、美しい郷土をつくりました。

それをたたえ感謝するとともに、さらに立派にして次代へ渡したいものです。私たちは、この憲章をかかげて、日常生活の心がまえといたしましょう。

明るい家庭をつくり こどもに夢と誇りを持たせましょう

人間の尊さを知り 社会のきまりを守りましょう

郷土の自然を愛し 豊かなまちをきずきましょう

思いやりと親切で 住みよいまちにいたしましょう

教養を深め 体力を養い 文化の輝くまちをつくりましょう

平成 20 年 7 月

発 行 芦別市
〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地
TEL (0124) 22-2111 FAX (0124) 22-9696
E-mail : kikaku@city.ashibetsu.hokkaido.jp
<http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp>

編 集 芦別市総務部企画課まちづくり推進係